



# 下関市議会議員

選挙管理委員会事務局

(☎231-2415)



## 一般選挙 投票日 1月25日(日)

選挙公報を右記の方法で配布します。この他に、市のホームページに掲載するほか、市役所、総合支所、支所、公民館、サテライトオフィスなどでも配布します。※その他の下関市議会議員一般選挙の詳細は、市報11月号21頁をご覧ください

対象地域	配布方法
旧下関市内(内日・吉母・吉田の一部地区を除く)	個別配達で各戸配布
総合支所管内、内日・吉母・吉田の一部地区	新聞折り込み(朝日、読売、毎日、山口)

配布方法が新聞折り込みの対象地域の新聞を購読していない世帯で自宅への配達を希望する方は、選挙管理委員会事務局へお申し込みください。☎電話かEメールで、郵便番号、住所、世帯主氏名、電話番号を連絡してください。Eメールの場合、表題を「選挙公報」としてください。(✉senkyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

## 平成27年1月から、70歳未満の方の医療費の自己負担限度額が変わります！

平成27年1月診療分から、70歳未満の方の自己負担限度額が変わります。

これにより、今までより所得区分が細分化され、下表のようにそれぞれの所得に応じた負担になるように限度額が変わります。※70歳以上の方の自己負担限度額の変更はありません

国民健康保険課(☎231-1668)

各総合支所市民生活課

▷菊川(☎287-4003)

▷豊田(☎766-2180)

▷豊浦(☎772-4023)

▷豊北(☎782-1922)

平成27年1月

# 改正



### ●自己負担限度額(月額)

区分	所得要件
上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円) ×1%
一般	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%
住民税非課税世帯	35,400円



### ●自己負担限度額(月額)

区分	所得要件	3回目まで	4回目以降
ア	総所得金額等が901万円を超える	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%	140,100円
イ	総所得金額等が600万円~901万円以下	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%	93,000円
ウ	総所得金額等が210万円~600万円以下	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円
エ	総所得金額等が210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※上位所得者とは、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」が600万円を超える世帯に当たります。所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます